

【建築士でなければならない設計又は工事監理】 ※大阪府の場合

延べ面積 Sm ²	木造			鉄筋コンクリート造等		全ての構造 高さ>13m 又は 軒高>9m
	高さ≤13mかつ軒高≤9m			高さ≤13mかつ軒高≤9m		
	階数1	階数2	階数3以上	階数2以下	階数3以上	
S≤30	①誰でもできる			①誰でもできる		
30<S<50(※2)				③一級・二級建築士でなければならない		
50(※2)≤S≤300	②一級、二級、木造建築士でなければならない					
300<S≤500						
500<S≤1000	一般					
	特定(※1)					
1000<S	一般	③一級・二級		④一級建築士でなければならない		
	特定(※1)					

※1) 特定とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店

※2) 都市計画区域内における建築物で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するものについて適用

<根拠条文>

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例(昭和47年3月31日大阪府条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第三条の二第三項(第三条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理をすることができない建築物の延べ面積の特例を定めるものとする。

(延べ面積の特例)

第2条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項の都市計画区域内における建築物でその建築物の延べ面積の二分の一以上を居住の用に供するものについては、法第三条の二第一項第二号に規定する延べ面積(木造の建築物に係るものを除く。)及び法第三条の三第一項に規定する延べ面積は、五十平方メートル以上とする。

<参考>

建築士法第3条、第3条の2及び第3条の3に規定する建築士でなければならない設計又は工事監理

延べ面積 Sm ²	木造			鉄筋コンクリート造等		全ての構造 高さ>13m 又は 軒高>9m
	高さ≤13mかつ軒高≤9m			高さ≤13mかつ軒高≤9m		
	階数1	階数2	階数3以上	階数2以下	階数3以上	
S≤30	①誰でもできる			①誰でもできる		
30<S≤100				③一級・二級建築士でなければならない		
100<S≤300	②一級、二級、木造建築士でなければならない					
300<S≤500						
500<S≤1000	一般					
	特定(※)					
1000<S	一般	③一級・二級		④一級建築士でなければならない		
	特定(※)					

※) 特定とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店